鳩山町食生活改善推進員協議会会則

(名 称)

第1条 この会は鳩山町食生活改善推進員協議会(以下「この会」)という。

(目 的)

第2条 この会は、会員相互の連絡を密にして、その活動の振興を図り、栄養及び食生活 改善を通じて、地域の健康保持増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第3条 この会は、前条の目的を達成するために鳩山町保健センターと協力して、次の事業を行う。
 - 1. 栄養に関する研修会の開催
 - 2. 地域の食生活改善に関する事業
 - 3. 食生活に関する調査研究
 - 4. 食中毒予防に関する事業
 - 5. 前各号に掲げるものの他、この会の目的達成に必要な事業

(事務局)

第4条 この会の事務局は、鳩山町保健センター内におく。

(会 員)

- 第5条 この会の会員は次のとおりとする。
 - 1. 正会員……鳩山町保健センター主催の養成講座を終了し、この会の趣旨に 賛同する町民
 - 2. 賛助会員……本会の趣旨に賛同し、役員会の承認を得た個人または団体

(役 員)

- 第6条 この会には次の役員を置く。
 - 1. 会長 1名
 - 2. 副会長 1名
 - 3. 書記 2名
 - 4. 会計 2名
 - 5. 監事 2名

(役員の選出)

- 第7条 前条の役員選出は、次のとおりとする。
 - 1. 会長・副会長・監事・書記および会計は、会員の互選による。

(役員の職務)

第8条

- 1. 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
- 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時は、その職務を代行する。
- 3. 書記および会計は、この事務に従事する。
- 4. 監事は会務および会計を監査する。

(役員の任期)

第9条

- 1. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。だたし、役員が欠けた場合における補 欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2. 役員は、任期満了後も、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(会 議)

第10条

- 1. この会の会議は総会および役員会とする。
- 2. 通常総会は年1回開催し、予算および決算の承認、会則の変更、その他重要事項 の審議決定を行う。
- 3. 臨時総会は役員会で必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の請求があったとき開催する。
- 4. 総会および役員会は、必要に応じ会長が召集し、議長となる。
- 5. 会議の議決は、出席人数の過半数の同意による。ただし、可否同数の時は、議長がこれを決定する。

(経費)

- 第11条 この会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。
- 第12条 この会の収支予算および決算は役員会において審議し、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会 費)

第14条 この会の会費は、正会員のみ年額3,000円とする。

(埼玉県食生活改善推進員団体連絡協議会との関係)

第15条 この会の正会員は、埼玉県食生活改善推進員団体連絡協議会の会員となるものとする。

(その他)

第16条 この会の施行について、必要な事項の役員会の議決により会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成10年5月11日より施行する。

附 則

この会則は、平成18年4月1日より施行する。